

木材サミット 2016 の概要

I. 総論

1. 開催日程・場所

木材サミット 2016 は、平成 28 年 7 月 14 日(木)13:00~16:35 に大建工業(株)東京事務所（秋葉原）3F セミナールームにおいて開催された。

2. 出席団体・出席者

木材サミット連絡会（以後、連絡会）に参加している 27 団体（内オブザーバー出席 3 団体）から 40 名の出席者（内 3 名は世話人を兼任、2 団体の出席を兼ねる出席者 1 名）とその他の世話人 4 名を合わせて合計 44 名が出席した。その内団体の代表者は、15 名であった。

3. 開会

長谷川世話人より歓迎の挨拶と、会合の予定、会場等について説明があり、司会を富田世話人とする旨の紹介があった。

4. 開会挨拶

澤木世話人より、連絡会の設立経緯と意義木材サミットの意義、目的、木材産業界の将来展望等を含めた開会の挨拶と討論への協力の要請が行われた。

5. 事務局の体制

司会者より、この間の事務局関係の動きとして、（公社）日本木材加工技術協会の副会長に冬木敏夫氏が就任したことから、同協会の副会長の所属会社に連絡会の事務局を置くとの了解事項により、大建工業(株)に引き続き今後 2 年間の事務局をお願いすることになったとの報告があった。それに伴い、同氏に世話人に就任頂くことが提案され、了解された。その後、司会者より、澤木、有馬、長谷川、冬木世話人に司会補佐を依頼して進行を務める旨の説明があった。

6. 出席者紹介

司会者より、資料 B を基にして参加団体と出席者の紹介が行われた。また、今回が初めてとなる出席者が紹介された。なお、団体の関係者の交代や役職の変更を確認した。

7. 報告

(1) FIT・木質バイオマス発電に関する情報提供会の開催について

長谷川世話人より、本年 2 月 4 日（木）に開催した標記情報提供会の企画内容、参加者数等の開催状況、当日実施したアンケート調査の結果などについて説明があった。

(2) ホームページ（以後、HP）の開設について

司会者より、昨年 9 月に HP を開設したこと、本年 4 月以降に連絡会参加団体の NEWS 欄をトップページに開設したこと、同参加団体の活動情報ページを開設したことが報告され、掲載記事を様式に従って提出願いたいとの依頼があった。

(3) 木材サミット 2016 の主要課題に関するアンケート調査について

司会者より、標記アンケート調査については、20 団体から回答があったと報告された。

II. 主要課題

1. 木材利用促進の動向に関わる情報交換と情報共有について

司会者より、主要課題の討論の進行方法が資料に基づいて説明された後、各団体から以下の通り発言があった。

1. 1 総合的課題について

(1) A材の安定供給と製材需要拡大策

ーバランスのとれた木材の総合利用システムの検討ー

FIT 制度に伴うバイオマス発電用木材燃料の需要量が増加して、国産材利用は A 材から B、C、D 材へ移行しつつあり、林業の再生産が危うい方向に向かっている。林業の活性化、国産材の循環利用の促進には、バランスの取れた利用システムの構築と利益を山側に還元するためにも製材需要の維持・拡大が必要である。新たな需要拡大を図ること等は簡単にはできる問題ではないが、多くの会員は、無垢材による JAS の機械等級区分乾燥材、2x4 材、大断面材の生産供給が可能な技術水準になっており、川中の役割を多面的に検討している。

(2) 国産材原木の安定供給と A 材需要の拡大策の検討

木材市売市場の動向等の中で A 材需要の拡大策が必要という声が多く、構造材以外に五感で木の良さが体感できる国産材利用など、木材の魅力が生きる現し構法及び内装材等の普及への取組を検討していく必要がある。

(3) 木材製品の開発並びに利用活用策の具体化と木材利用製品の全国への流通活性の促進

これから「木の時代」が進んでくことで、木材関連商品の開発が益々行われ、従来の金属製品や窯業製品に取って代わる木材由来の新製品が出来てくると考えられる。全国各地に普及浸透させる為に開発者や製造者が PR や普及促進策を全国の流通業者に対し行うことが肝要と思われるが、具体的に利活用でどのようなメリットがあったか、施工の利便性等を利用者・使用者に解らせることが必要である。木材サミットの場合にて、開発者及び製造者の団体が、普及促進を担う流通関連団体に情報発信を具体的にを行うことを要請したい。

(4) 川上から川下まで縦のつながりでの連携

木材利用促進に関わる制度・政策を確実に木材利用拡大に繋げていくためには、産学官が真に連携していくこと、特に、川上から川下までの縦の繋がりが重要と考えている。月例の研究会及び年次講演会、研究発表会において、時事の木材利用促進に関する話題を取り上げ、川上から川下まで産学官の広い分野からの参加者によって、情報共有、意見交換を行っているが、こうした動きをさらに広げていきたいと考えている。

(5) 木材産業の内容を外に向けての発信

日本の和、優しさを世界に向けて発信することを目的として、ロシア展（8月ハバロフスク、10月末モスクワで開催）の日本ブースで広報する予定である。

1. 2 HWP（伐採木材）について

(1) HWP が炭素の固定化に役立っていることの PR 促進

伐採木材製品は、廃棄されるまで「炭素の固定」を行っており、植林後の樹木が「炭素の固定化」を進めているが、このことが国民に充分理解を得ているか疑問であり、伐採木材並びに伐採木材製品が地球温暖化に貢献している事を更に普及させることが必要と考えている。科学

に基づいた普及書の作成等も必要ではないか。

(2) 木質ボードの炭素蓄積変化量に関して

国独自の算定方法は示されたが、運用に至っていないので、示された算定方法に基づき算出を行い、建築、その他木材利用部門において必要なデータとして活用したい。

1. 3 FITによるバイオマス発電について

(1) 既存産業への影響

木質バイオマス発電の設備申請件数は、3月末現在では、176件で、稼働しているのは41件である。稼働予定は、2016年で37件、2017年で34件、2018年で17件となり、この3年間で申請件数の約70%以上が稼働することになるが、木質バイオマス燃料の調達の実態を明らかにし、チェック機能を働かせて発電設備の申請内容との整合をとることが必要である。従来、処理が必要で逆有償での取引されていた建廃材、廃パレット等が、有価で取引されている事例が生じている。また、発電設備に必要な燃料の需給に対し、責任ある検証がなされていない。さらに現状での建廃材のチップ価格は、FIT制度導入時に比べ、約10%程度アップしており、調達地域も広範囲からになっている。特に住宅着工数の影響を受けるので、地域によっては、チップ原料の不足にもつながっている。今後さらにチップの調達状況の悪化、価格の上昇等による既存産業への影響が懸念されているので、省庁間の調整や関連業界の連携が望まれる。

(2) 未利用間伐材等の利用促進

エネルギー源として利用される間伐材等由来のバイオマス量は平成26年で前年比5割増の168万m³となったもののその後利用状況は低位であり、依然として集造材・運材コストから林内に放置される未利用間伐材等が発生している。また、FIT発電の買取価格で間伐材等由来バイオマスは優遇されていることもありこれらの安定供給体制の確立が必須である。今後、未利用間伐材等の安定的供給に向けて施業の集約化、路網整備、伐採・集材・搬出コストの低減や素材生産段階において製材用等と合わせて搬出することが合理的で、製材・合板の需要拡大と供給拡大に向けて取り組み、合わせて未利用間伐材等のバイオマスの安定的供給の確保が急務である。なお、小規模発電で40円/Kwhの対象になるのは未利用材を使うプラントのみと限定したため、木質資源のカスケード利用が却って難しくなっている可能性がある。また、A、B材製材の残材、工場残材は一般材であり発電した電気は24円でしか売れず、カスケード利用を行わずA、B材を含めて全部発電に回した方が好都合(40円で販売)との木材利用の本末転倒という事象が発生する可能性がある。FITは国による市場への介入でもあり、高い買い取り価格を提示すれば、木質バイオマス発電の参加者は確実に増加するが、その一方で原料を巡って他分野と競合激化や原料の輸入材ヘシフトしてしまう。

(3) FIT制度によるバイオマス発電設備の認定、稼働の急激な増加による木質燃料のひっ迫と建設廃材木質チップの既存利用事業者への影響

建設廃材木質チップは、乾燥が十分でバイオマス発電に利用し易いことから、間伐材や一般木質の燃料と混合することや間伐材等の乾燥用前処理に利用されている。建設廃材木質チップは、発生量が限られているが、製紙用原料やボード原料として使われているなど、既存利用者にとっては必要不可欠の材料となっている。FIT発電施設の急激な増加により、木質燃料の需給がひっ迫すると建設廃材木質チップが不足し、価格の高騰により既存の利用事業者に悪影響が出るので、FIT制度の原則としての「既存事業者への影響が出ない」よう国に必要な対応を求めている。

(4) カスケード利用のためのシステムの構築

合板分野でも原料となるB材の調達が困難になっており、原木生産者、チップ製造業者、木

材製造業者、発電業者、国・地方公共団体等が協力して、情報交換等を行うことがまず重要であり、昨年度から本年度にかけての農林水産省統計、林野庁補助事業によるアンケート調査、森林管理局毎の連絡協議会等により、より具体的な統計データが出てくることを期待している。問題は、マテリアル利用・カスケード利用の確保のため A、B、C、D 材、燃料材、未利用間伐材の定義、具体的仕分け等をどのようにするかであり、地域ごとに合意形成を得て、チェックシステムを構築すべきである。この場合、システム販売等により燃料材を仕分けしており、かつ地域の燃料材の価格を掌握している国有林が指導的役割を果たすべきであり、既に九州管理局ではその取組を始めていると聞く。

(5) カスケード利用とコジェネレーションの徹底

木材のマテリアル利用を優先し、端材、廃材などをエネルギーとしてカスケード利用する仕組みを確立すること、木質バイオマスの最大 25%しかエネルギー変換できない発電に特化した施設の新規建設は避け、併熱利用を積極的に推進する仕組みを確立することが重要である。

(6) 木質バイオマス発電の課題の検討

昨年度 4～7 月の月例研究会において「木質バイオマス発電」をシリーズとして取り上げ、健全に木質バイオマス発電事業を拡大していく上で、どのような課題があり、その克服にはどのような対策を取り得るのかについて、発電事業や電力系統における技術的な側面、法制度的な枠組み、山側の燃料供給体制の 3 つの観点から検討を行っている。

(7) 今後の対応

世話人より、FIT については、カスケード利用とも関連し、木材の総合的利用システムの構築が必要と思われる。本年 2 月に情報提供会を開催したが、今後も連絡会としての見解のようなものを取りまとめて何らかの形で公表するようなことが必要かもしれないと考えており、世話人で相談したいとの発言があった。

1. 4 公共建築物等における木材利用状況・オリンピック・パラリンピック関係施設

(1) 調達基準について

既開催オリンピック等では使用する木材を森林認証材に限定していないという事実がある。日本の調達基準も原則森林認証材であるが、現行の認定団体による合法木材も一定条件の下で対象となっている。森林認証材は重要であるが、新しく制定された合法伐採木材の利用促進法は、来年 5 月下旬に施行されるが、本法律に基づく合法伐採木材は、合法性と併せて持続可能性も確認されたものであるとの位置づけとし、グリーン購入法の特定調達品目の規程も持続性が担保されたものとして見直すべきである。

(2) 認証集成材製品の安定的な供給

新国立競技場、有明アリーナ等への集成材利用が計画されている。認証材、保存処理が求められており、関係団体等と連携しつつ性能・品質等の確実な集成材製品の安定的な供給に努めることにしている。

(3) 国産材の大半を占める非認証材の取り扱い

国産材を認証材として認めさせる仕組みを確立するとともに、非認証材であっても関連施設への利用促進を図ることが重要と考えている。当団体ではオリンピック・パラリンピック関連施設に国産材を積極的に使用するためにはどうすればいいのかを、トークカフェを開催し議論した。

(4) JAS 製品の普及と課題

JAS 製材品については、毎年普及展示会を開催して普及促進を図っているが、オリンピック・パラリンピック関係施設での活用を契機として公共建築物等以外にもっと取り入れて頂き

たい。

(5) オリンピック・パラリンピック関係施設での CLT の利用

新国立競技場の大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所の技術提案書で CLT の利用が明記され、チーム更衣室、屋外案内サイン等に利用される予定である。

(6) オリンピック後を見据えた需要拡大

当団体は、2020 年木材利用拡大推進本部の構成員として活動しているが、オリンピック後を見据え公共建築物等の新たな木造・木質化も重要であり、この点で他団体との連携等更なる工業会活動を推進することとしている。

(7) 保存処理木材の供給について

先般刊行した外構材ハンドブックは好評であった。既に決定されている新国立競技場、有明アリーナ、その他の施設等の木材部材に防腐処理木材の採用が計画されている。部材には集成材仕様が予定されており、現在保存処理 JAS 化（集成材等）に向けた提案もしており、関係団体等と情報交換して性能・品質等を含め供給体制を整えることとしている。また、木材の耐久性の面からも保存処理木材を建物だけでなく、周囲の公園歩道、花壇等に利用する提案を行っていきたい。なお、太陽光発電の木製架台については、コスト面で高価なことから最近では伸び悩んでいる。

(8) 保存処理木材の利用促進

東京五輪・パラリンピック関連施設への保存処理木材の利用促進に向けて、今までは設計・施工側の使用者などの現場から分かり難いと言われていた情報を分かり易い形で、劣化の進行状況、対策法、保存関係の JAS や AQ の内容、保存処理や診断保守の方法等の情報提供を行っている。

(9) 国産材利用とプレカット業界の役割

11 月の月例研究会において「プレカット業界と国産材について」をテーマとし、その中で中小規模建築物への活用を含めた検討を行った。オリンピック・パラリンピック関連の建物に特別な木材を利用する必要は無く、従来材が十分使用できると考えている。

1. 5 違法伐採木材、認証材に関する動向

(1) 合法伐採木材等の流通及び利用促進に関する法律の解説（参考資料 1、2）

長谷川世話人より以下のような解説があった。本法律は、平成 28 年 5 月 20 日に公布されたので、平成 29 年 5 月 20 日に施行されることになる。木材等の定義、合法伐採木材等に関する各国の法律の有無、対象となる木材関連事業者の責務・事業の範囲などが複雑で、グリーン購入法や合法木材のガイドライン等の既存制度との整合性からかなり混乱が予想される。施行日までに林野庁・経産省・国交省で省令を作るので、今後とも十分注視していく必要がある。

(2) 合法伐採木材の証明に関し、新規法律と林野庁ガイドラインによる証明事業者の判断に生じている混乱

合法伐採木材の証明に関し、現在「グリーン購入法に基づく林野庁ガイドライン」の制度で証明を行っている。5 月成立の法律では、登録木材事業者制度と「林野庁ガイドライン」による団体認定事業者制度との関連を明確にする必要があると思う。既に「林野庁ガイドライン」は過去 10 年間実施しており登録木材事業者がどのように団体認定事業者と異なるのかが不明では混乱が生じる。

(3) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案の運用

省令にて具体的運用が決められる方向で進んでいるが、木質ボードの原料調達については、海外調達を行っている木質チップの合法性証明方法、海外工場が現地調達している素材の合法

性証明方法、原産国による合法性証明方法等が異なっておりその実態に合わせた運用方法の実施等について課題がある。対象となるチップについても原料の調達面から多くの種類あり、例えば、素材からのチップは対象となるものの建築廃材等のリサイクル材からのチップは対象外となる等の問題もある。

(4) 合法木材利用促進法に対する対応

所管官庁である経産省より、木製家具に関する合法性の証明に関する情報収集を行っているが、具体的なことは今しばらく待って頂きたいと言われている。合法木材事業者でない事業者はどうすればよいか困っているのが現状である。

(5) 今後の対応

アンケート調査回答には、「合法伐採木材の利用促進法に基づく合法木材の持続可能性の担保について」、「違法伐採対策（「議員立法」の内容等）と森林・林業・木材業界への影響」）、「森林経営計画に則り生産される木材であっても、国際認証を受けないと非認証材となる不合理」、「国際森林認証については、日本産材の輸出において最重要項目であり、その観点からも検討が必要である」等の意見が見られた。司会者より、この課題については、引き続き注視していく必要があるが、場合によっては今年度の情報提供会のテーマとして考えたい旨の説明があり、了承された。

1. 6 教育・人材育成

(1) 木育事業

2013年9月から前橋保育園グループと共同で木育講座を開催している。目的は保育士を対象に園児に木育の基本知識を学んでもらうことで、講座は各回完結型で単独受講、重複受講に備えて講義内容を検討している。この企画の動機は、日本では環境や健康に関心があっても、木材に触れる機会が減少していることに対する危機感からである。そこでとくに小学校入学前の子どもたちとの遊びから出発することにした。一番多感な園児に、木材で遊び、森林で遊ぶことからなにかを体験してもらい、これが木育の原点だと判断し、そのために、園児に直接ふれあう保育士の先生方に、地球環境から日本の森林・木材の置かれている状況、木育の方法、コンテンツを提供していきたいと考えている。これまでにおよそ延 300 名の保育士への木育活動実績がある。

(2) 人材育成

木材産業の若手人材を確保するための事業の一環として、将来業界への貢献が期待される工業高校・林業高校（林業科、建築科、土木科、機械科）の先生、生徒を対象に業界への理解を深めるための見学ツアーを実施する。木材関連業界企業（木材加工機械関連メーカー4社、家具メーカー1社、プレカット加工メーカー1社）のご協力を得て、木材加工の川上から川下までの流れの一端を紹介し、木材利用の意義、木材産業が果たしている役割等への理解を深めてもらい、将来進む方向として木材産業を選択肢の1つとして考えてもらうよう業界として取り組んでいる。このような広義の都市の木質化の推進に寄与する活動を業界横断的に行うことも必要であると考えている。

(3) 技術士試験、JABEE、木材教育等の動向

森林系の技術士は現在4分野あり、林産分野は受験者が少なく廃止されることを危惧していたが、最近、関係者の自助努力により、専門科目「林産」を受験する志望者が増加している。また、日本木材学会においても、技術士小委員会を本年1月に設置した。一方、林産分野を林業分野と統合する動きがある。また、建築士への木材教育が必要であると考えている。

JABEE（日本技術者認定機構）の認定課程を修了すれば、技術士の一時試験が免除される

特典があるが、林産系での認定は4大学に留まっている。認定を受けるには林産関連の総合的なカリキュラムが必要であり、そのような大学は少なくなっているのが現状である。

(4) 司会者より、この課題については議題2の主要課題で具体的に検討したい旨の発言があった。

1. 7 その他（団体独自の動向等も含む）

(1) 木質フローリングの需要拡大

複合フローリングと防音フローリングの業界を統合して新たな工業会としてスタートして2年が経過した。フローリング材に国産材を使用する方向で、技術委員会、資材流通委員会を中心に活動しているが、木質フローリングを引き続き重要な建築資材として顧客ニーズに応えつつ需要拡大を図っていくためには、フロア台板の安定的な確保が必要となっており、関係省庁との更なる連携強化を図ることとしている。

(2) 認定資格の更新制度順次開始、CLT 管理士（仮称）設置の必要性のニーズ取集中

現行の4種類の認定資格の充実を目的として、6年ごとに資格を更新する制度の導入を来年度から始める。また、CLT 開発の動向から管理士等の育成が必要ではないかと考えており、現在関係団体や関係者で設置を検討中である。

(3) 集成材製品の需要開発等

文化財等の復元・修復に不可欠な銘木類や高齢級大径材等の資源が枯渇しつつある。文化財に準ずるようなものは、集成材、CLT、LVL等の新しい材料を利用させていただいて復元しても良いのではないかと。再生できないような貴重な木を使うことがいいことなのか、持続可能な材料の利用推進が必要と考える。

2. 木材サミット 2014、2015 において提案、要望された重要課題等について

司会者より、資料に基づいて討論の進行方法が説明された後、懸案となっている重要課題について以下の様な意見交換を行った。

2. 1 情報交換・情報共有等に関する課題

(1) FIT 制度によるバイオマス発電

循環利用に不可欠なマテリアルリサイクル産業を維持するための施策、真に利用できる未利用木材資源の量的把握、コストからみた運用システムの提案等に関する発言があった後、意見交換を行った。川上の団体等との連携も必要であるが、木材業界の意見を集約してはどうかとの提案が、また、FIT 制度の運用や取引等の現場で起こっていることは地域や業種で異なっていると思われるので、事例を集めて行政に提言してはどうかとの助言があった。司会者より、FIT 制度を利用する大型発電所の新設が全国的に予定されており、必要な燃料用木材量はカスケード利用の中での木材利用とは全く別次元で考える必要あるのではないかと発言があり、今後はこれらの提案等を参考にして活動することにした。

(2) オリンピック・パラリンピック関連施設の具体的な木材利用事例集の作成

司会者より、当初は東京開催の関連施設に向けた事例集の作成が提案されていたが、昨年関連して情報提供会を開催したことと、予定されている関連施設には木材利用が十分考慮されていることもあるので、2020 年に向けて完成した関連施設の事例集を作成してはどうかとの提案があった。また、このような活動には資金が必要であり、第4回連絡会で「補助事業等については連絡会参加団体が一致して協力できるものでなければ受け入れが難しい。」と了解されていたが、この課題は参加団体が一致できると思われるので、補助金制度等を利用することも視野に入れてはどうかとの提案があり了承された。

2. 2 基本的・一般的活動等に関する課題

(1) エネルギー利用とマテリアル利用のバランスが取れるような総合的木材利用計画の策定

流通、木質バイオマス事業者を含む木材関連事業者による川上から川下まで含んだ利用計画を行えるような組織が必要であること、また、CO₂削減の観点から木材ファン以外の国民にも説得力のある木材利用のパンフレットの作成が必要ではないかとの発言があった。司会者より、いずれにしてもバランスの取れる総合的利用計画の策定には、FIT 制度によるエネルギー利用の増大を考慮しなければならないが、提案を実現するためには、資金が必要であり今後前述の通り補助金制度等も考慮したいとの発言があった。

(2) 木材利用ポイントにメリットがあることの科学的根拠に基づく説明資料の作成

エコポイントに移行すべきだが、利用ポイントでも LCA による環境負荷量評価を加えた資料を作成し活用すべきである、また、国民に対し木材利用を身近に感じられる施策としてこの制度が必要と考えており、継続して進めてはどうかとの発言があった。さらに、評価は環境面や経済面等から多面的に行うべきで注意を払う必要があるとの発言があった。

2. 3 情報発信に関する課題

(1) 木材利用全般を俯瞰した HP を木材サミットで開設する提案

司会者より、アンケート調査では昨年開設した HP は好評であるが、さらに充実を図りたいので協力して頂きたいとの依頼がなされた。

(2) 科学に基づく正しい情報を集約した刊行物の作成

司会者より、この件は 2. 2 (1) および (2) と関連し、それらの基礎となるものであり、刊行を実現したいが、資金が必要であるので、前述の通り補助制度等も視野に入れて検討したいとの発言があり、了承された。

(3) 各団体の情報を収集して、消費者目線を念頭においた本や冊子の作成

上項 (2) と同様に取り扱うことにした。

2. 4 教育・人材育成に関する課題

(1) 木材系大学の教育に連絡会参加団体から講師を派遣して出前講義をする仕組み作り

司会者より、この課題は大学の正規カリキュラムの中で実施することは多くの課題があるが、教官との個別的な連携によっては実施が可能と思われる旨の発言があった。

(2) 木材の教育・人材育成に関する情報提供会の開催

司会者より、連絡会参加団体の中には、木育教育や幼児教育、小学生や保護者に出前講義、高校生への見学プログラム等を実施している団体があり、それぞれ成果を挙げていると思われる。これらの事例の紹介と課題等と、今回紹介のあった大学の現状と木材教育の実態と課題等を合わせた形で、例えば「木材の教育と人材育成の現状と今後の取組み」と題するような情報提供会を近い将来に企画してはどうかとの提案があり、了承された。

3. その他

(1) 司会者より、長時間に及ぶ討論と意見交換に謝意が表され、以下のまとめが行われた。

- ・木材サミット 2016 の内容を概要として取りまとめるので、校閲の協力をお願いしたい。
- ・HP のさらなる充実のため情報提供等の協力を願いたい。
- ・木材サミット連絡会全体で協力して行動すべき事項については、今後事務局と世話人で対応を検討したい。
- ・次回の木材サミットの開催は今年と同時期に予定したいが、詳細は連絡会で検討したい。

(2) 有馬世話人より、以下の様な閉会の挨拶が行われた。

我々の木材分野は、他の材料分野とはずいぶん異なっているように思っている。木材は原料とエネルギー源の両方に利用されるからであり、他の金属のような材料とは大きく異なっている。他の材料には時間軸のファクターが少ないが、木材には成長とカスケード利用という時間軸が大きな意味を持つ。FITとバイオマス発電による影響は、当初より木質ボード工業に影響を及ぼすのではないかと危惧されていたが、最近では木材分野全般に影響するようになってきている。FITではお金が軸であり時間軸は関係ないので、今後の動向には十分注視していく必要があると思っている。

以上

(資料一覧) 資料1、2-1、2-2は、内部資料であり公開していない。

資料A 木材サミット2016出席者座席表

資料B 木材サミット2016参加団体・出席予定者一覧

資料1 木材サミット2016における主要課題の討論の進行について

資料2-1 木材サミット2016の主要課題に関するアンケート調査結果(1) :
最近の木材利用促進に関わる情報交換、情報共有について

資料2-2 木材サミット2016の主要課題に関するアンケート調査結果(2) :
木材サミット2016の意見交換等において取り上げる課題について

参考資料1 法律第四十八号(平二八・五・二〇)◎合法伐採木材等の流通及び利用促進に関する法律

(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/190/pdf/s051900291900.pdf>)

参考資料2 合法伐採木材等の流通及び利用促進に関する法律(フロー図)

(http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/132389_1.pdf)